

市川市中高生の居場所づくり事業業務委託事業者選考評価基準

1 基本事項

市川市中高生の居場所づくり事業業務の事業者を公募し、申し込みのあった者の中から、別途定める「市川市中高生の居場所づくり事業業務委託の評価に関する基準」に基づき設置する評価委員において、優先交渉権者を選考するための評価方法及び基準を定めるものである。

2 評価方法について

評価委員は、別表「評価基準表」に従い、評価・採点を行う。

なお、採点については、「優れている」、「普通」、「劣っている」、「不適合」の4段階で評価・採点をするものとする。

3 配点について

各評価委員に配分される評価点は60点満点とする。

4 評価の方法

- (1) 評価項目ごとに各評価委員の評価点の平均を算出し、その合計（以下「合計点数」という。）が最も高い者を優先交渉権者として選考する。
- (2) 合計点数が最も高い者が複数ある場合は、最低見積額を提示した者を優先交渉権者として選考する。見積額の比較においても選考が出来ない場合は、業務責任者の経験年数を比較し、最も経験年数が長い者を優先する。
- (3) 評価の結果、合計点数が36点に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、優先的交渉権者として選考しないものとする。

別表

評価基準表

評価項目			評価の視点	参考	評価			
					優れている	普通	劣っている	不適合
	1	全体的な計画	利用者のニーズを把握する方法や、把握したニーズを事業の運営に反映させる仕組みについて具体的に実効性のある内容が示されているか。	③企画提案書第2項	3	2	1	－
	2		中高生等に対する広報・周知について具体的に実効性のある方法が示されているか。	③企画提案書第3項	3	2	1	－
	3	相談及び支援	相談を受けた際の対応や支援の実施について、中高生等が抱える悩み・課題の解決に資するような内容が示されているか。	③企画提案書第4項	3	2	1	－
	4		法人内や関係機関との連携について適切で具体的な内容が示されているか。	③企画提案書第5項	3	2	1	－
	5		相談内容や対応、連携状況などの記録を今後の事業に活かす仕組みについて具体的に実効性のある内容が示されているか。	③企画提案書第6項	3	2	1	－
	6		相談支援業務に関する経験や資格を有するスタッフを配置する計画となっているか。	⑤予定構成員一覧	3	2	1	－
	7		相談支援業務に関する実績やノウハウ等が事業の運営に寄与すると期待できるか。	③企画提案書第7項	3	2	1	－
	8	イベントの開催	イベントの内容が中高生等にとって魅力的なものになっているか。また、コミュニケーションスキルの向上等の効果が期待できるか。	③企画提案書第8項	3	2	1	－
	9		イベントの実施頻度や1回あたりの時間は十分なものとなっているか。	③企画提案書第9項	3	2	1	失格
	10		提案されたイベントの実施方法に見合う十分な人員配置を行う計画が示されているか。	③企画提案書第10項	3	2	1	失格
	11		中高生等を対象としたイベント実施に関する実績やノウハウ等が事業の運営に寄与すると期待できるか。	③企画提案書第11項	3	2	1	－
	12	学習支援の実施	学習支援の実施方法が具体的に、学習習慣の定着等につながることを期待できるか。	③企画提案書第12項	3	2	1	－
	13		学習支援の実施頻度や1回あたりの時間は十分なものとなっているか。	③企画提案書第13項	3	2	1	失格
	14		提案された学習支援の実施方法に見合う十分な人員配置を行う計画が示されているか。	③企画提案書第14項	3	2	1	失格
	15		学習支援業務に関する実績やノウハウ等が事業の運営に寄与すると期待できるか。	③企画提案書第15項	3	2	1	－
	16	その他	情報管理（個人情報保護等）体制について明確にされているか。	③企画提案書第16項	3	2	1	－
	17		事業を確実に運営できる人員配置計画となっているか （職員の急な体調不良等、緊急時にも対応可能な体制作り）	③企画提案書第17項 ⑤予定構成員一覧	3	2	1	－
	18		事故防止や不審者対策、災害に備えての体制が明確にされているか。	③企画提案書第18項	3	2	1	－
	19		業務責任者は類似業務に関する豊富な経験や実績を有しているか。	⑤予定構成員一覧	3	2	1	失格
	20		見積書が妥当か。（所要経費・算定根拠が明確に示されていて、合理的な内容であるか）	⑥見積内訳	3	2	1	－
	評価委員採点合計				60	40	20	－